

# 令和8年度京都府特定事業者指導・助言等業務仕様書

## 1 業務目的

京都府では、事業者における地球温暖化対策として、特定事業者（京都府地球温暖化対策条例第16条第2項に規定する事業者をいう。以下同じ。）に対して、「事業者排出量削減計画書」及び「事業者排出量削減報告書」の作成、提出を義務付けるとともに、その内容を評価の上、結果等を公表することで、事業者の事業活動における自主的かつ計画的な地球温暖化対策の取組を推進している。

本業務では、事業者排出量削減計画書・報告書の審査、評価、指導・助言等を通じて、特定事業者の確実な温室効果ガス排出削減の促進を目的とする。

## 2 業務内容

### (1) 第五計画期間（令和5年度から令和7年度）に関する業務

#### ア 事業者の報告書様式の更新等

##### (ア) 第五計画期間の計画書及び報告書の様式等の更新

第五計画期間の計画書及び報告書等の様式のうち、排出係数を必要に応じて最新のものに変更したものを作成すること。併せて、事業者の計画書・報告書の作成を支援するための「自己チェックツール」（※1）を作成すること。

※1 マイクロソフト・エクセル形式のファイルであり、マクロ機能等を使用して計画書等のデータを読み出し、様式間でデータの転記や記載内容のチェック、提出に必要な様式が揃っているかのチェックを行うもの。

##### (イ) データベース管理支援ツールの作成

特定事業者から提出された第五計画期間の報告書から、エクセルファイルのマクロ機能等を使用して、データを抽出し、一覧にすることができる「データベース管理支援ツール」（※2）を使用して報告書のデータベースを作成すること。

なお、「データベース管理支援ツール」を使用して抽出する項目については、京都府との協議の上、適宜変更すること。

※2 マイクロソフト・エクセル形式のファイルであり、マクロ機能等を使用して個々の事業者の報告書等の様式からデータを読み出し、計画書等のデータベースを作成するもの。

#### イ 提出書類の審査・指導対象事業者抽出及び指導・助言

##### (ア) 提出書類の審査

京都府が指定する特定事業者（150事業者程度）から提出された令和7年度実績の事業者排出量削減報告書（以下「R7報告書」という。）の内容について、過去の報告内容との整合性や関係資料の審査を行うこと。

併せて、京都府が提供する特定事業者から提出されたR7報告書の内容等を踏まえ、特定事業者における温室効果ガス排出量削減の傾向、重点対策実施状況等を分析・考察すること。

##### (イ) 指導対象事業者の抽出

特定事業者から提出された令和5年度から令和7年度事業者排出量削減計画書（以下「R5計画書」という。）及び報告書の内容並びに府が提供するこれまでの指導・助言実績を踏まえ、指導・助言の対象とする特定事業者を16事業者以上抽出すること。

##### (ウ) 指導・助言

上記（イ）により抽出された特定事業者を踏まえて、京都府が決定した事業者（16事業者）を対象とし、提出された報告書について、計画書に基づく措置の実施状況等の妥当性を確認するとともに、面談の上、温室効果ガス排出削減のために取り組

むべき省エネ方策等に関し専門的な助言等を行い、事業者ごとに個票（※3）を作成すること。特定事業者の希望に応じて訪問形式かWeb形式のいずれかで実施するかを決め、事前に特定事業者へ日程調整を行うこと。

※3 面談で得られた情報、また、指導・助言を行った内容をまとめたもの。なお、面談した事業者に対し、個票の一部を提供すること。

#### ウ 第五計画期間の評価業務

事業者から提出されたR7報告書を基に知事が定める基準（京都府地球温暖化対策指針第18条）に従って評価を行うこと（必要に応じ、R5計画書も参考にすること。）。

### (2) 第六計画期間（令和8年度から令和10年度）に関する業務

#### ア 第六計画期間の計画書の様式の作成等

第六計画期間の事業者排出量削減計画書等の様式、自己チェックツール（※1）及びデータベース管理支援ツール（※2）を作成すること。

#### イ 第六計画期間の計画書の提出書類の審査及び評価業務

京都府が指定する特定事業者（150事業者程度）から提出された第六計画期間分として提出される事業者排出量削減計画書（以下「R8計画書」という。）の内容について、過去の報告内容との整合性を確認するとともに、関係資料の審査を行うこと。

併せて、事業者から提出されたR8計画書を基に知事が定める基準（京都府地球温暖化対策指針第18条）に従って評価を行うこと。

### 3 業務体制

次のいずれかの者を業務責任者として1名以上配置し、本業務を円滑に実施すること。

(1) エネルギー管理士の資格を持つ者

(2) 設備設計一級建築士、建築設備士又は技術士（建設部門、電気電子部門、機械部門、衛生工学部門又は環境部門）のいずれかの資格を有し、かつ過去5年以内（令和3年度以降）に工場及び事業所の温室効果ガスの排出状況の調査及び分析を行い、その排出抑制に関する措置の提案等の業務経験がある者

### 4 成果物

業務の成果を報告書にまとめ、次のとおり提出すること。

(1) 納入物

報告書（A4判）1部及び当該報告書の電子データ（CD-ROM）一式

(2) 納期

令和9年3月26日（金）

ただし、2(1)ア(ア)の「第五計画期間の計画書及び報告書の様式等の更新」は令和8年5月25日（月）、2(1)ア(イ)の「データベース管理支援ツール」及び2(1)ウの「第五計画期間の評価業務」は令和8年10月30日（金）、2(2)アの「第六計画期間の計画書の様式の作成等」はデータベース管理支援ツールの作成を除き令和8年7月17日（金）

(3) 納入先

京都府総合政策環境部脱炭素社会推進課

### 5 その他

本仕様書に明記なき事項については、速やかに京都府と協議の上これを決定する。